

山梨県公報

号外第六十一号

平成十三年

十一月十五日

日曜日

目次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況..... |

監査委員

山梨県監査委員告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十一条の二十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十三年十一月十五日

山梨県監査委員	小	林	三
同	早	川	正
同	白	倉	政
同	中	村	照

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>テーマ1</p> <p>山梨県における以下の財政援助団体の経営状況及び財政状態並びに事業の運営について</p> <p>財団法人山梨県下水道公社</p> <p>1 日本下水道事業団との覚書に基づく精算をすべきもの</p> <p>山梨県と日本下水道事業団とは流域</p>	<p>テーマ1</p> <p>山梨県における以下の財政援助団体の経営状況及び財政状態並びに事業の運営について</p> <p>財団法人山梨県下水道公社</p> <p>1 日本下水道事業団との覚書に基づく精算をすべきもの</p> <p>平成11年度分の精算については、そ</p>

下水道にかかる技術的援助協定を締結している。

会社はその協定に基づき山梨県と日本下水道事業団との間で覚書を締結し、年間138万6千円を一括前金で支払っている。

覚書によると日本下水道事業団は業務が完了したときは、速やかに費用の精算を行い、その結果生じた差額は公社に返還することとなっている。

しかしながら業務が完了しているにもかかわらず、監査日現在精算が行われていない。

また、その内容や必要性が明確にされておらず、公社の効率的運営の観点から、業務効果を挙げられるものとは考えられず、このような支出は適性を欠くものである。

2 備品購入にあたり適正な事務処理に努めるべきもの

水質試験に使用する超音波洗浄器が故障したが、機種が古く部品等がなく修理不能のため、新規に超音波洗浄器を購入した。

しかし、備品購入支出ではなく修繕費で処理しているのは適正でない。

またこの結果、この洗浄器が固定資産台帳に記入もれとなっている。

適正な事務処理に努めるべきである。

3 薬品の受払いを適正に記帳すべきもの

峡東浄化センターにおいて使用して

の後、日本下水道事業団からの報告があった。

協定書の内容及び必要性については、平成13年度の協定から内容を列記するなどして明確にした。

また必要性については、専門的な知識を有している事業団の指導、助言、さらには日常における相談など、今後とも必要であると考えている。

2 備品購入にあたり適正な事務処理に努めるべきもの

修繕費で処理していることについては、今後計画的な予算確保を行ない適正な執行に努めるとともに、不測の事態に対しては、県と協議の上対応していく。

また固定資産台帳への記入漏れについては、台帳へ記載した。

3 薬品の受払いを適正に記帳すべきもの

新たに「水質試験室薬品の管理基準」

<p>いる水質検査用薬品196品目の受払いの記帳が、平成12年3月9日以降なされていない。</p> <p>また、その様式も適正を欠いている。薬品の中には劇毒物も含まれていることから、その管理・記帳は適正にすべきである。</p> <p>4 工事用の電気料を徴収すべきもの 各浄化センターにおいて増設工事等が行われる場合の工事用電力、仮設事務所の電気料及び水道料については、工事請負者に積算計を設置させ使用料を徴収することとしている。</p> <p>しかしながら、担当者の負担軽減と称し、使用料が5千円未満の場合は工事請負者に請求を行っていない。</p> <p>このための年間の未請求額が4件、1万167円ある。</p> <p>公平性の見地からみても適正ではなく、徴収すべきである。</p> <p>5 退職給与引当金の処理を一般会計で処理すべきもの 会社の会計処理は一般会計の他に退職給与引当金については、特別会計により処理されているが、公益法人会計基準に照らし適切でない。</p> <p>退職給与引当金の会計処理は一般会計により処理すべきである。</p> <p>財団法人山梨県民スポーツ事業団</p> <p>1 契約方法を改善すべきもの</p>	<p>を定め、平成13年4月より適正に処理を開始した。</p> <p>4 工事用の電気料を徴収すべきもの 平成12年12月よりすべての増設工事等について請求を行うこととした。</p> <p>5 退職給与引当金の処理を一般会計で処理すべきもの 平成12年度決算において、一般会計へすべて繰入を行った。</p> <p>財団法人山梨県民スポーツ事業団</p> <p>1 契約方法を改善すべきもの</p>	<p>管理運営している各施設の清掃・除草及びゴミ処理業務等について、特定業者と特命随意契約を結んでいる。これらの業務は、指名競争入札等を行い競争性を持たせるべきである。</p> <p>2 物品の貸付契約を行うべきもの 県土木部所有の各種備品について、事業団への貸付契約が結ばれていない。</p> <p>3 現金管理を適正にすべきもの サービス部門及び八代射撃場で扱う現金について、適正に記帳がされていないなど、現金管理が適切でない。</p> <p>4 備品の購入、管理に適正を欠くもの パソコン等の備品購入について、貸借対照表や固定資産台帳に記載がなく購入価格についても、量販店の価格に比べ、割高に購入している。</p> <p>5 予算計上が適正でないもの 一般会計の予備費がまったく支出されていないにもかかわらず、不足額があれば教育委員会から補助金の増額を行い、余剰額が出れば予備費に計上している。こうした補助金等の変更交付決定について検討されたい。</p> <p>スポーツ振興基金特別会計において消費税分として公課費が計上されているが、毎年、不用額となってい</p>	<p>平成13年度から、原則として1件150万円以上の契約については、指名競争入札を行うように改善した。</p> <p>2 物品の貸付契約を行うべきもの 土木部との施設管理委託契約書に物品一覧表を添付し、施設と一括して委託管理を行うこととした。</p> <p>3 現金管理を適正にすべきもの 直ちに、小口現金出納簿を適正に整理するとともに、保管現金については、用途別に仕分けを行い適切な保管を行っている。</p> <p>4 備品の購入、管理に適正を欠くもの 直ちに、各台帳を整理した。また、購入価格については、今後、量販店の価格を参考に購入を検討する。</p> <p>5 予算計上が適正でないもの 最近、管理施設の老朽化による緊急修理費用などの発生も多くなってきたため、今後は、予備費で適切に対応することとする。</p> <p>平成13年度予算から計上を行わず、是正措置を講じた。</p>
---	--	---	--

る。予算計上を是正すべきである。

- 6 切手の購入にあたり留意すべきもの
切手の購入について、すでに手持保有高が多額であるにもかかわらず、さらに追加購入をしている。切手の購入・管理に留意すべきである。

財団法人山梨県農業振興公社

- 1 長期保有土地の売却を早期にすべきもの

農地保有の合理化に関する事業として、規模縮小農家から農地を買入れ規模拡大志向農家へ売り渡すことにより、農用地の集団化等、農業経営体の育成・支援を行っている。

土地の買入れは全額借入金で行っており、購入後5年間は利子助成を受けられることができるが、5年を経過すると、借入金利息全額を公社が負担することとなる。

平成11年3月末現在、長期保有土地が約6haあり、一部は、荒地となっている。

長期保有土地の売却価格は、帳簿価額（買入価格＋利子＋有益費＋必要経費）以上が望ましいが、下記の理由により、売渡価格が簿価を下回る場合でも売却すべきである。

ア 購入時より地価が下落しており、地価上昇も期待できない。帳簿価額での売却交渉の成立は困難であり、今後、借入金の金利負担が今後も公

- 6 切手の購入にあたり留意すべきもの
切手残高と使用見込数を確認し、購入を行うなど適切に対応する。

財団法人山梨県農業振興公社

- 1 長期保有土地の売却を早期にすべきもの

長期保有農地の販売促進は、従前より取り組んできたところであり、平成12年度は87aの売却を行った。

しかし指摘事項の通り、販売価格は、社会的経済的情勢の中で帳簿価格を下回り、農地価格変動等準備金の取り崩しを行った。

今後も、長期保有農地の販売促進を積極的に行うこととしているが、簿価割れを準備金で充当できない事態となっており、今後の対応について検討中である。

また、農地の売買交渉の経過を記録するため、直ちに「農地買入記録カード」「農地売渡記録カード」を作成し、記帳、保管を実施した。

社の財政を圧迫することが予想される。

- イ 売渡価額が地域農業と農地価格へ影響を及ぼす。

- ウ 農業振興公社の本来の目的は、農地を保有することではなく、農地の有効利用を図ることである。

なお、平成11年度末における農地価格変動準備金の積立額は、33,190,561円であり、金利増加分（60,240,860円）だけでもすでに、準備金の金額を超えているのが現状である。したがって、価格変動準備金の取り崩しだけではまかなえないケースが生じてくるが、損失の計上も視野に入れ早期に長期保有土地の売却を検討すべきである。

また、農地の買入交渉および売渡交渉の経過が記録として残されていない。交渉がスムーズに行くよう交渉記録を残すべきである。

- 2 フラワーマーケットの損益を適正に計算すべきもの

フラワーマーケット（山梨県フラワーセンター内の売店）で県産品の販売を行い、収益事業に該当するため法人税申告をしている。

収益事業を行う公益法人は、収益事業に関する経理と収益事業以外の事業に関する経理とを区分して経理することがも定められている。（法人税法施行令第6条）

この場合、収益事業に直接要した費

- 2 フラワーマーケットの損益を適正に計算すべきもの

収益事業に関する経理と収益事業以外の事業に関する経理については、区分経理を行っている。

収益事業以外の事業に従事している役職員のうち収益事業を兼任している者の報酬、給料等の経理については、指摘事項を踏まえ、平成13年度から整理を進めている。

<p>用の額は、収益事業の費用として経理することになるが、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する経費については、それぞれに区分経理する必要がある。</p>		<p>農業協同組合連合会より、30,000千円の運転資金を借り入れている。</p>	<p>後、担保借入の際には、担保差し入れと同時に預り証を受け取ることにした。</p>
<p>ところで、フラワーマーケットでは、共通費の区分経理がされてなく直接費のみが費用として計上されていた。一例を掲げると、人件費には、店頭で直接販売している職員の給与のみが計上されており、仕入・現金管理等をしている職員のもの、費用に計上されていなかった。収益事業（フラワーマーケット）以外の事業に従事している役職員のうち収益事業を兼任している者（仕入れ・現金管理担当者等）の報酬、給料、退職金等の給与については、収益事業に従事した割合等の合理的基準により区分経理することにより損益計算、課税所得計算を適切に行うべきである。</p>		<p>この際、額面金額41,431,621円の定期預金証書を担保に供したが、預金証書の預り証を受け取っていなかった。定期預金証書を担保として差し入れるときには、担保品預り証を受け取るべきである。</p>	
<p>3 業務の実態と会計処理が異なるもの 組織上フラワーセンターに属しており、勤務実態も一週間のうち火曜日を除きフラワーセンターに勤務している役員の人件費が一般会計より支出されていた。当人件費の一部はフラワーセンター管理運営特別会計より支出すべきである。</p>	<p>3 業務の実態と会計処理が異なるもの 指摘事項を踏まえ、平成13年度から改善した。</p>	<p>5 物品の管理を適正にすべきもの 県より業務委託された物品の管理 県より業務委託された物品について、備品リストは備え付けられているが、実在が確認されていない。最低1回程度は確認すべきである。</p>	<p>5 物品の管理を適正にすべきもの 県より業務委託された物品の管理 指摘を受け、直ちに、台帳を整備した。 棚卸しについては、公社取得の物品及び県から業務委託された物品について、毎年3月末に棚卸しを行うこととしている。</p>
<p>4 預金証書の預り証を受け取るべきもの 平成12年6月5日付けで、山梨県信用</p>	<p>4 預金証書の預り証を受け取るべきもの 直ちに預り証を受け取るとともに、今</p>	<p>公社で取得した資産の管理について 公社が取得した物品の台帳が作成されておらず、事務所に存在するスチール書庫、ロッカー等の取得のいきさつが不明となっている。</p>	<p>公社で取得した資産の管理について 平成12年度から物品台帳の整理を行い、適切な会計処理を行っている。</p>
		<p>また、貸借対照表に計上されている備品についても実在が不明となっている。この他、物品購入時の会計処理について、備品勘定での処理が適当と思われる支出についても、資産計上されていない。早期に物品台帳を完成させ、物品の管理を適正にするとともに、備品購入時の会計処理を適切にされたい。</p>	
		<p>6 帳簿の整理を適正にすべきもの</p>	<p>6 帳簿の整理を適正にすべきもの</p>

<p>元帳と決算書の残高に相違が生じているもの</p> <p>総勘定元帳の残高と貸借対照表の残高は、一致すべきところ、金額の相違のある科目が見られた。これは科目コードの入力ミスによる。決算整理を適切にされたい。</p> <p>帳簿の綴りに関すること</p> <p>総勘定元帳と補助元帳と一緒に綴られており、一部ページが前後するもの、ページが欠落しているものが見受けられた。帳簿書類の適正な整理をされたい。</p> <p>財団法人山梨県林業公社</p> <p>1 分収造林事業（一般会計）</p> <p>(1) 森林勘定について検討及び開示すべきもの</p> <p>ア 会社の試算によれば、分収造林地における、植林から伐採までの収支において損失が発生すると予想されている。このため会社は財務会計の計算書類のうえで、将来の損失の発生に備えて引当金を計上するか、森林勘定の評価減を行うことが必要である。</p> <p>イ 現在、計上されていない県貸付金未払利息に対して、未払費用の計上を行うか、引当金を計上する必要がある。</p> <p>ウ 公益法人として、その引当に対して特定預金を設定する。そのための財源を検討する。</p>	<p>元帳と決算書の残高に相違が生じているもの</p> <p>元帳と決算書の残高の相違は平成12年度に修正処理を行い一致させた。</p> <p>帳簿の綴りに関すること</p> <p>総勘定元帳、補助元帳は別々に綴るとともに、帳簿書類の適正な整理を行った。</p> <p>財団法人山梨県林業公社</p> <p>1 分収造林事業（一般会計）</p> <p>(1) 森林勘定について検討及び開示すべきもの</p> <p>ア 投下経費と、市場取引により形成される木材価格に基づく収支計算は、変動が大きいため、会計処理については、取得原価法により行うが、森林資産の時価評価試算については、決算書の注記に記載すると同時に、計算書を整備することとした。</p> <p>イ 県からの借入金に対する未払利息については、平成13年度から未払費用として計上し処理をする。</p> <p>ウ 未払い費用として計上するため、特定預金の設定は行わない。</p>	<p>(2) 森林勘定の会計処理を検討すべきもの</p> <p>ア 会社においては、森林勘定は、財務規定29条2項で「造林に要した事業費及び管理費」により計上することになっているが、償還期限が未到来で、支払の生じていない県貸付金未払利息が、計上されていない。</p> <p>イ 森林勘定の明細書に造林に関係のない受託費用と受託収入をそれぞれ算入しているが、妥当ではない。</p> <p>ウ 造林に関係のない受託事業等の特別会計の収支差額を繰入金収入として控除しているのは妥当ではない。</p> <p>(3) 借入金の現状と検討をすべきもの</p> <p>ア 借入金の未経過利息について</p> <p>会社では、以前より、借入金の未払利息を計上してはいないが、この利息は確定債務に準じたものと考えられる。また、公庫の借入金に対する未経過利息が生じている。会社は、未払利息について、前期損益修正損として正味財産減少額に計上するとともに、負債の部に未払金として計上し、適正な財政状態を開示すべきである。</p> <p>イ 県借入金の弁済について</p> <p>県借入金の弁済は平成13年度から始まるのが、少なくとも3年間の弁済については、返済原資がないことから、県と協議を行い借換</p>	<p>(2) 森林勘定の会計処理を検討すべきもの</p> <p>ア 県からの借入金に対する未払利息については、平成13年度から未払費用として計上し処理する。</p> <p>イ 受託事業の費用・収入は、平成12年度から森林勘定に算入していない。</p> <p>ウ 特別会計の繰入金収入を森林勘定に算入し、控除することについては、平成12年度から行っていない。</p> <p>(3) 借入金の現状と検討をすべきもの</p> <p>ア 借入金の未経過利息について</p> <p>県からの借入金に対する未払利息については、平成13年度から未払費用として計上し処理する。</p> <p>公庫借入金に係る利息については、毎年度、当該年度分については償還を行っている。</p> <p>イ 県借入金の弁済について</p> <p>平成13年度から15年度に返済期限の到来する県借入金については、それぞれ返済期限の繰延が認められており、それにより対応を行う。</p>
---	--	---	---

<p>えを行う必要がある。</p> <p>ウ 公庫借入金の借り換えについて 現在、公庫からの借入金の金利は、年利3.5%及び6.5%の高金利となっているが、平成6年に分収林機能高度化資金金融取扱要綱等が制定され、公庫から既往に借り入れた資金について、低金利資金への借換と延長が可能となっているため、金利負担を減少せしめるため、公庫借入金の借り換えを積極的に進めるべきである。</p> <p>(4) 分収契約の見直しを検討すべきもの 分収造林事業は、土地所有者の山林に公社が造林し、40～50年後に伐採し、収益を分収する事業であるが、現況においては、当初の分収計画達成は困難であり、将来的には損失が予想される。 分収造林契約書によると、分収歩合については、改定はできないが他の諸規定に関しては、公社の変更を認めている。森林維持の公共性を鑑み、土地所有者に理解を求め、造林木の収益計算の見直しについて、契約変更を取り交わさないであろうか。また、同時に、近年の木材価格の低迷を考慮し、契約延長の方策も検討するべきである。</p> <p>2 各会計に共通事項</p> <p>(1) 退職給与引当金について適正に処理すべきの 退職給与引当金について、一般会計（造林事業会計）では期末要支給額の37%に相当する金額を計上しているが、</p>	<p>ウ 公庫借入金の借り換えについて 公庫借入金の借換については平成13年度から分収林機能高度化資金（低金利借換資金）を活用して借り換えを実施していく。</p> <p>(4) 分収契約の見直しを検討すべきもの 既契約の変更は、非常に困難であるが、契約延長については、土地所有者に対する意向調査を実施し、同意の得られたものから変更の手続きを進めている。</p> <p>2 各会計に共通事項</p> <p>(1) 退職給与引当金について適正に処理すべきもの 退職給与引当金予算計上については、計上基準を整理したうえで、改善を行う。</p>	<p>特別会計においては、前年度末の期末要支給額の100%を計上しており、退職給与引当金の計上基準は統一すべきである。</p> <p>また、上記の37%は法人税法に規定する損金算入限度割合であり、負債性引当金の計上基準としては妥当ではないので検討されたい。</p> <p>加えて、平成11年3月31日付けで退職した職員（役員も含む）に対して退職金の支払債務が確定しているにもかかわらず、退職給与引当金を取崩していない。未払金を計上するとともに引当金を取崩すべきである。</p> <p>(2) 備品の管理を適正に行うべきもの ア 購入備品の会計処理について 財務規程第28条第2項には「固定資産への計上は、減価償却資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上のものとする」と規定されているが、平成11年度に購入されたパソコン等の備品については資産計上がされていない。資産に計上し、減価償却を実施すべきである。</p> <p>イ 物品受払簿について 公社財務規程により、物品受払簿において、物品の保管の記録並びに整理を行うこととなっているが、現在のところ、物品受払簿の記帳がなされていないため規程どおり、物品受払簿により、物品の管理を行うべきである。</p> <p>(3) 各区分会計における共通費の適切な</p>	<p>また、退職給与引当金の取崩しについては、平成13年度からは当年度処理を行う。</p> <p>(2) 備品の管理を適正に行うべきもの ア 購入備品の会計処理について 備品の会計処理については、資産計上し減価償却を行う。</p> <p>イ 物品受払簿について 物品の受払簿については、規定に基づいて処理をする。</p> <p>(3) 各区分会計における共通費の適切な</p>
--	--	--	--

<p>の管理運用が有効かつ適正になされているか。</p> <p>1 未利用県有地（普通財産）の利用促進・処分促進をすべきもの（6件） 公舎や職員住宅等の跡地は、用途廃止後、各部局で使用の見込みがなければ総務部管財課に移管され、その有効活用及び処分の検討をすることになる。 近隣に売却手続き済みの案件、具体的に売却を検討中の案件もあるが、用途廃止後普通財産に振り替えられてから15年経つが、いまだに活用・処分方針が具体化していない案件もあり、事態の先送りにならないように具体的期限を決めて活用・処分を検討すべきである。</p> <p>(1) 甲府市中央一丁目18-1 （元中央合同庁舎敷地）</p> <p>(2) 中巨摩郡榑形町小笠原字流間 589-1 （元小笠原警察署署員宿舎敷地）</p> <p>(3) 中巨摩郡榑形町山寺39-1 （元小笠原保健所職員宿舎敷地）</p> <p>(4) 山梨市一丁田中下河原295-2 （元桃源荘敷地の一部）</p>	<p>の管理運用が有効かつ適正になされているか。</p> <p>1 未利用県有地（普通財産）の利用促進・処分促進をすべきもの（6件）</p> <p>(1) 甲府市中央一丁目18-1 （元中央合同庁舎敷地） 隣接する中央公園と一体としての活用を検討していく。</p> <p>(2) 中巨摩郡榑形町小笠原字流間 589-1 （元小笠原警察署署員宿舎敷地） 公募抽選により平成13年9月26日に売却した。</p> <p>(3) 中巨摩郡榑形町山寺39-1 （元小笠原保健所職員宿舎敷地） 平成12年8月1日に隣接土地所有者に随意契約による売却を行った</p> <p>(4) 山梨市一丁田中下河原295-2 （元桃源荘敷地の一部） 平成13年7月19日に山梨県住宅供給公社へ譲渡した。</p>	<p>(5) 南巨摩郡鯉沢町大法師 2547-20 （元鯉沢林務事務所職員宿舎敷地）</p> <p>(6) 塩山市西野原字城坂955外 （元飼肥料公社敷地）</p> <p>2 取得時の用途及び利用計画の策定に慎重を期すべきもの（2件） 公有財産は、用途及び利用計画を明らかにして取得しなければならないが、取得後長期間にわたって、行政財産として具体的な公共の用に供されてなく、未利用地として放置され、一部を貸付により利用するにとどまっている。 当該地は、甲府市の都市計画区域となっており、街路計画があるため県の行政財産として利用することができず、道路建設時に譲渡することを予定している。 県が他の自治体のために土地を先行取得した結果になってしまっており、適切でない。</p> <p>(1) 甲府市住吉一丁目342-2 （元森林組合連合会敷地）</p>	<p>(5) 南巨摩郡鯉沢町大法師 2547-20 （元鯉沢林務事務所職員宿舎敷地） 公募抽選により平成13年10月9日に売却した。</p> <p>(6) 塩山市西野原字城坂955外 （元飼肥料公社敷地） 地元市町村への譲渡及び一般競争入札による売却を検討していく。</p> <p>2 取得時の用途及び利用計画の策定に慎重を期すべきもの（2件）</p> <p>(1) 甲府市住吉一丁目342-2 （元森林組合連合会敷地） 都市計画道路善光寺町敷島線の道路予定地となっているため、現状を維持し適正な管理を行う。 今後の土地取得にあたっては、用途及び利用計画の策定に慎重を期す</p>
--	---	---	--

<p>(2) 甲府市住吉一丁目102-14 (中央森林組合貸付地)</p> <p>3 遊休化福利厚生施設の転活用・処分の方針を決定すべきもの(1件) 県職員春日居保養所は、平成10年5月に閉鎖され、その後の方針を具体化できないまま現在に至っている。 今後の管理コスト、多額の再投資の可否を総合的に勘案し、早急にその在り方について方針を決定すべきである。</p> <p>(1) 遊休化福利厚生施設 (春日居保養所) 東山梨郡春日居町小松 855-123</p> <p>4 未利用土地となっている行政財産に</p>	<p>る。</p> <p>(2) 甲府市住吉一丁目102-14 (中央森林組合貸付地) 都市計画道路中央五丁目下小河原線の道路予定地となっているため、現状を維持し適正な管理を行う。 今後の土地取得にあたっては、用途及び利用計画の策定に慎重を期する。</p> <p>3 遊休化福利厚生施設の転活用・処分の方針を決定すべきもの(1件) 県職員春日居保養所は、平成10年5月に閉鎖され、その後の方針を具体化できないまま現在に至っている。 今後の管理コスト、多額の再投資の可否を総合的に勘案し、早急にその在り方について方針を決定すべきである。</p> <p>(1) 遊休化福利厚生施設 (春日居保養所) 東山梨郡春日居町小松 855-123 平成13年6月19日、春日居保養所の経営主体であった山梨県職員福利厚生協議会(山梨県職員労働組合、山梨県教職員組合、山梨県高等学校教職員組合)と協議の結果、春日居保養所の当初の目的は果たしており、今後、福利厚生施設として利用しないことを決定した。 跡地については、利用したい旨の照会もあることから他の施設へ転活用するか、普通財産として移管するかについて、早急に方針を決定する。</p> <p>4 未利用土地となっている行政財産に</p>	<p>ついて適切な手続きをすべきもの (4件) 公有財産は県の大切な資産であり、未利用のまま放置することは許されない。速やかに普通財産に移管して、全庁的に有効活用を図る、若しくは処分を検討すべきである。</p> <p>(1) 峡北農業高校旧教員宿舎 (北巨摩郡長坂町富岡字宮平1,293.76㎡)</p> <p>(2) 山梨高校旧教員宿舎 (山梨市大野 155.00㎡)</p> <p>(3) 県立都留高校職員宿舎敷地 (大月市大月二丁目字関屋77.30㎡)</p> <p>(4) ダム用代替地 (北巨摩郡須玉町比志地内約12,000㎡)</p> <p>5 補助金で取得した公有財産の有効活用を図るべきもの(4件) 教育委員会が管理する高等学校の分校舎及び生徒寄宿舎のうち、すでにその目的を達成したものは、閉校・閉鎖されているにもかかわらず行政財産のままとなっている。 行政目的を達成した建物は、普通財</p>	<p>ついて適切な手続きをすべきもの (4件)</p> <p>(1) 峡北農業高校旧教員宿舎 (北巨摩郡長坂町富岡字宮平 1,293.76㎡) 指摘事項について、有効利用の改善を図る。</p> <p>(2) 山梨高校旧教員宿舎 (山梨市大野 155.00㎡) 指摘事項について、有効利用の改善を図る。</p> <p>(3) 県立都留高校職員宿舎敷地 (大月市大月二丁目字関屋 77.30㎡) 指摘事項について、有効利用の改善を図る。</p> <p>(4) ダム用代替地 (北巨摩郡須玉町比志地内約12,000㎡) 払い下げ希望のある約3.3千平方メートルについては、希望者との調整を実施中である。残りの約8.7千平方メートルについては払い下げ希望調査を実施中である。</p> <p>5 補助金で取得した公有財産の有効活用を図るべきもの(4件)</p>
---	---	---	---

<p>産に切り替え全庁的に活用すべき。 建物が国の補助事業によって建設されたため、建物の存続するうちは補助目的外の利用が制限されているが、国に対して明確に説明を行い、総務部への所管換えを検討すべきである。</p> <p>(1) 甲府市飯田一丁目994-2他 (甲府地域へき地高校生寄宿舍)</p> <p>(2) 大月市賑岡町強瀬497他 (大月地区へき地高校生寄宿舍)</p> <p>(3) 南巨摩郡身延町大野字中沢884他 (峡南地区へき地高校生寄宿舍)</p> <p>(4) 北都留郡上野原町西原字向河原 6984-2 (上野原高校西原分校)</p> <p>6 行政財産の目的外使用許可として適正を欠くもの(4件) 行政財産である土地は、その用途または目的を妨げない限度において、貸し付けをすることが認められている。 この趣旨から、長期にわたり使用許可することは適正とは認めがたいが、恒久的施設の建設を内容とするものがあり、このような場合は行政</p>	<p>(1) 甲府市飯田一丁目994-2他 (甲府地域へき地高校生寄宿舍) 平成13年2月、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認を受け、用途廃止を行い、総務部に移管した。</p> <p>(2) 大月市賑岡町強瀬497他 (大月地区へき地高校生寄宿舍) 有効活用について検討している。</p> <p>(3) 南巨摩郡身延町大野字中沢884他 (峡南地区へき地高校生寄宿舍) 地元町の借用要望を受け、貸付けを検討している。</p> <p>(4) 北都留郡上野原町西原字向河原 6984-2 (上野原高校西原分校) 指摘事項について、有効利用の改善を図る。</p> <p>6 行政財産の目的外使用許可として適正を欠くもの(4件)</p>	<p>財産から普通財産への分類替えをすべきである。</p> <p>(1) 農政部花き農産課 (水産技術センター 34,718㎡) 中巨摩郡敷島町牛匂518-1</p> <p>(2) 農政部農業技術課 (果樹試験場4,000.90㎡) 山梨市江草原1204 県果樹園芸会館敷地</p> <p>(3) 温泉公共分湯栓設置用地貸付土地 (東八代郡石和町市部 3.79㎡) 県の運転免許センターの実技試験コースは県が使用しないときは運転者養成のためとして交通安全協会に無償で使用許可されている。 使用時間を設定すれば一時的な目的外使用を逸脱して、本来的使用となり、「負担付き寄付」にも慎重な法の趣旨を逸脱することとなること及びこの実技試験コースを協会が経営する自動車学校に許可使用させる行為は、実技試験コースを特定法人のみに開放することで格別な便宜を供与する結果となっていることから適正を欠くものである。 県に無償寄付した当時の経緯を踏</p>	<p>(1) 農政部花き農産課 (水産技術センター 34,718㎡) 中巨摩郡敷島町牛匂518-1 当該行政財産の一部を普通財産に分類替えしたうえで、平成13年8月13日に山梨県漁業協同組合連合会と賃貸借契約を締結した。</p> <p>(2) 農政部農業技術課 (果樹試験場 4,000.90㎡) 山梨市江草原1204 県果樹園芸会館敷地 当該行政財産の一部を普通財産に分類替えしたうえで、平成13年9月6日(社)山梨県果樹園芸会と賃貸借契約を締結した。</p> <p>(3) 温泉公共分湯栓設置用地貸付土地 (東八代郡石和町市部 3.79㎡) 行政財産の用途廃止をしたうえで、平成13年6月29日に企業局と賃貸借契約を締結した。</p>
--	--	--	---

<p>まえてのことと思われるが、この是正・改善について早急に検討すべきである。</p> <p>(4) 運転免許センター敷地(約25,000㎡) 中巨摩郡八田村野牛島 1828-13</p> <p>7 使用許可申請の事務処理を適切に行うべきもの(4件) 甲府市丸の内1-6-1(県庁敷地内) (1) ㈱第一勧業銀行(ATM) (2) 山梨県信用農業組合連合会(ATM) (3) やまなみ信用組合(ATM) (4) 山梨県信用金庫協会(ATM) 公有財産事務取扱規則によると、知事が特に認める場合を除き、行政財産の使用許可にあたっては、連帯保証人が必要となっている。 連帯保証人を立てない場合には、決裁行為により知事の許可を得たことを明確にしておくよう、事務処理を適切に行うべきである。</p> <p>8 普通財産の貸付料等について検討すべきもの(1件) 東八代郡石和町唐柏字下河原 1028-1 ㈱山梨食肉流通センター貸付地</p>	<p>(4) 運転免許センター敷地(約25,000㎡) 中巨摩郡八田村野牛島 1828-13</p> <p>直ちに教習所を廃止することは、職員の身分保障等から無理である。 順次、教習所の職員及び教習車両の削減を図り、営業規模を縮小する。 免許センターが移動する場合には、使用許可を行わない。</p> <p>7 使用許可申請の事務処理を適切に行うべきもの(4件) 甲府市丸の内1-6-1(県庁敷地内) (1) ㈱第一勧業銀行(ATM) (2) 山梨県信用農業組合連合会(ATM) (3) やまなみ信用組合(ATM) (4) 山梨県信用金庫協会(ATM) 行政財産の使用許可における連帯保証人の取扱いについては、事務の適正化が図れるよう関係各機関の長に通知した。</p> <p>8 普通財産の貸付料等について検討すべきもの(1件) 東八代郡石和町唐柏字下河原 1028-1 ㈱山梨食肉流通センター貸付地</p>	<p>㈱山梨食肉流通センターに土地等の普通財産を貸し付けているが貸付料の算定について、検討を要する事項が認められた。 行政財産の目的外使用に対する使用料は条例で定められているが、普通財産についても、別途定めることが適当である。 当該センターは、経営不振の状況から貸付料の減免措置を行っているが、限定事例に該当するかを含め、貸付料の適切な算定等について検討されたい。</p> <p>9 無償貸付を見直すべきもの(1件) 甲府市塩部三丁目1-4 学校法人看護学園 甲府看護専門学校貸付地 元甲府高等技能専門学校敷地及び建物を、学校法人看護学園甲府看護専門学校に貸付けている。 一学校法人に対し、利益供与となるような無償貸付けは、公共の用とは言いがたく、また、他の学校法人との均衡を欠き適正でない。</p>	<p>貸付料の適正な算定について見直しを行い、平成13年度からは、県と(株)山梨食肉流通センターの間で、新たに単年度毎の賃貸借契約を結んでいる。</p> <p>9 無償貸付を見直すべきもの(1件) 甲府市塩部三丁目1-4 学校法人看護学園 甲府看護専門学校貸付地 「甲府看護専門学校」は、県内の民間病院や診療所の看護婦確保や准看護婦の教育のために必要な養成機関であり、県が推進すべき業務を肩代わりしているという性格もある。 貸付料の徴収についても、検討したところであるが、甲府看護専門学校は、学生納付金及び国・県補助金のみで運営されている学校であり、有償とした場合には、その全額を学生に転嫁せざるを得ない状態にあり、看護学生の負担が増大することにより、志望者の減少が懸念され、本県の看護職員の養成確保対策に支障が生ずる懸念がある。 このため、本県の看護職員需給計画が終了する平成17年を目途に貸付料について検討したいと考える。</p>
---	---	--	---

<p>10 適切な賃貸契約を締結すべきもの (3件) 普通財産の貸し付けにあたっては、貸付理由、貸付相手方の事業計画、期間、貸付料、貸付条件等を明らかにして、事前に知事の決裁を得なければならない。 貸付の内容が変更になった場合には、速やかに同様な手続きを経て、改めて貸付の契約をすることが必要であるが、適切に契約されていない事例があった。</p> <p>(1) 中央森林組合貸付地 (甲府市住吉1-102-14 1,027.31㎡)</p> <p>(2) 富士吉田市新屋の 北富士県有地の一部(87,000㎡) (富士吉田市新屋字中サス 1770-12外)</p> <p>(3) 河口湖廃川敷地(1,545.62㎡) (南都留郡河口湖町河口)</p>	<p>10 適切な賃貸契約を締結すべきもの (3件) 普通財産の貸し付けにあたっては、貸付理由、貸付相手方の事業計画、期間、貸付料、貸付条件等を明らかにして、事前に知事の決裁を得なければならない。 貸付の内容が変更になった場合には、速やかに同様な手続きを経て、改めて貸付の契約をすることが必要であるが、適切に契約されていない事例があった。</p> <p>(1) 中央森林組合貸付地 (甲府市住吉1-102-14 1,027.31㎡) 平成13年9月1日から使用実態に則した内容の契約変更をすることとし、また、貸付残地の管理については、中央森林組合において管理を行うこととした。</p> <p>(2) 富士吉田市新屋の 北富士県有地の一部(87,000㎡) 富士吉田市新屋字中サス 1770-12外) 平成11年2月23日に土地賃貸借契約を変更し、利用実態に則し、利用目的を「病院事業及び看護婦養成事業」から「看護婦養成事業及びその他の公共の用」とした。 そうした中で、市に対し、早急に利用計画を策定するよう、継続して指導を行っている</p> <p>(3) 河口湖廃川敷地(1,545.62㎡) (南都留郡河口湖町河口)</p>	<p>11 不法占拠されており、適正な管理に努めるべきもの(5件) 公有財産については、随時現況を調査し良好な維持保全に努め、適切な管理をしなければならないが、不適正な事例が見うけられた。 不法占拠については、占有者または隣地地主に払い下げることにより、その解消を図るのが現実的に多く、そのための手続きを早急に行うべきである。</p> <p>(1) 鎌田川廃川敷地(約6,000㎡) (甲府市大津町外)</p> <p>(2) 荒川ダム代替地(1,829.05㎡) (中巨摩郡敷島町中下条)</p>	<p>当該廃川敷地は、国道137号の道路敷地及び河口湖漕艇場施設敷地である。 国道敷地(84.25㎡)については、平成13年9月27日に道路管理者(道路維持課)へ所属替えした。 河口湖漕艇場施設敷地(1,461.36㎡)については、平成13年10月12日に河口湖町と土地使用貸借契約を締結した。</p> <p>11 不法占拠されており、適正な管理に努めるべきもの(5件) 公有財産については、随時現況を調査し良好な維持保全に努め、適切な管理をしなければならないが、不適正な事例が見うけられた。 不法占拠については、占有者または隣地地主に払い下げることにより、その解消を図るのが現実的に多く、そのための手続きを早急に行うべきである。</p> <p>(1) 鎌田川廃川敷地(約6,000㎡) (甲府市大津町外) 近い将来予定されている鎌田川の再改修に必要な土地を除いて、占有者への払下げを進めていく。 改修予定地については、測量及び分筆登記を進めている。</p> <p>(2) 荒川ダム代替地(1,829.05㎡) (中巨摩郡敷島町中下条) 公共事業の代替地用地、又は住宅用地として処分を図る。 また、不法占用については、早急にその解消を図るべく当事者と話し合いを進めている。</p>
---	---	--	--

<p>(3) 元釜無川水害防備林跡地 (6,551㎡) (中巨摩郡若草町鏡中条、下今井)</p> <p>(4) 髪櫛川廃川敷 (694.71㎡) (東山梨郡勝沼町小佐手)</p> <p>(5) 御勅使川廃川敷地 (3,858.45㎡) (韮崎市旭町上條南割)</p> <p>12 公有財産台帳の管理を適切に行うべきもの(2件) 公有財産台帳は、公有財産の適切な管理を行うために作成が義務付けられている。 公有財産台帳は、その記載内容に変更があった場合は、直ちに修正しなければならないが、不適切な事例が見うけられた。</p>	<p>(3) 元釜無川水害防備林跡地 (6,551㎡) (中巨摩郡若草町鏡中条、下今井) 若草町の協力を得る中で、占有者への払い下げを進めていく。 一部の土地については、表示・所有権保存登記を進めている。</p> <p>(4) 髪櫛川廃川敷 (694.71㎡) (東山梨郡勝沼町小佐手) 当該廃川敷地は、道路敷地及び払下げが困難な耕作地である。 道路敷地84.14㎡については、勝沼町で管理している農道であるため、平成13年10月15日に勝沼町と土地譲与契約を締結した。 耕作地610.57㎡については、未納の貸付料を平成13年8月8日に納入させた。相手方の都合により早期の払下げは困難なため、貸付けを続けていく。</p> <p>(5) 御勅使川廃川敷地 (3,858.45㎡) (韮崎市旭町上條南割) 占有者への払下げを進めていく。 平成13年7月24日に未納の貸付料を平成14年3月までに支払う旨の確約書を提出させた。</p> <p>12 公有財産台帳の管理を適切に行うべきもの(2件)</p>	<p>(1) 旧利根川廃川敷地 (57,172.09㎡) (南巨摩郡増穂町長沢)</p> <p>(2) 御勅使南公園用地(中巨摩郡白根町有野、八田村六科)(176,971㎡)</p> <p>13 グラウンド敷地について取扱いを適正にすべきもの(1件) 旧山梨県運動場 飯田町グラウンド敷地 (甲府市飯田 県立女子短期大学 陸上競技場・庭球場・大学敷地) 旧山梨県運動場飯田町グラウンドは、所管は総務部管財課で管理指定は土木部都市計画課、そして使用しているのは総務部私学文書課と教育委員会スポーツ健康課という入り組んだ状況になっている。 関係各部課は、相互に調整して一元化を図り、適正な管理をすべきである。</p>	<p>(1) 旧利根川廃川敷地 (57,172.09㎡) (南巨摩郡増穂町長沢) 当該廃川敷地は、利根川公園敷地及び町道等の道路敷地である。 利根川公園敷地のうち登記済の敷地については、公園管理者(都市計画課等)に移管していく。未登記の敷地については、測量及び登記を進めている。 道路敷地のうち町道については、増穂町へ譲与し、広域農道については、耕地課を経て増穂町へ移管していく。</p> <p>(2) 御勅使南公園用地(中巨摩郡白根町有野、八田村六科)(176,971㎡) 当該廃川敷地のうち登記済の敷地(150,489.87㎡)については、平成13年8月20日に都市計画課に移管するため、管財課に引継ぎした。 未登記の敷地については、測量、地図訂正及び登記を進めていく。</p> <p>13 グラウンド敷地について取扱いを適正にすべきもの(1件) 旧山梨県運動場 飯田町グラウンド敷地 (甲府市飯田 県立女子短期大学 陸上競技場・庭球場・大学敷地) 普通財産から行政財産への分類替えを行い、学校敷地、庭球場及び陸上競技場については私学文書課が、野球場については教育委員会(スポーツ健康課)が所管し適正な管理を行うこととする。</p>
---	---	--	--

<p>14 土地開発公社・土地開発基金から土地 を買い戻すべきもの(2件) 土地開発基金で用地取得したものの、 長期にわたり引渡がなされていない。 取得目的とされた用途計画の凍結等 により、未引渡となっているものであ るが、土地開発公社から買い戻しを行 い、暫定利用等の検討をするとともに、 管理の適正化を図るべきである。</p> <p>(1) 駐在所建設予定地(218.01㎡) 北都留郡上野原町四方津大平</p> <p>(2) 福祉施設建設予定地(15,975.64㎡) 南都留郡河口湖町河口1806</p> <p>テーマ3 山梨県立中央病院、同北病院の事業の 運営管理が有効かつ適正になされている か。 病院事業(共通)の管理について 1 一般会計から病院事業への負担金・ 補助金の算定基準につき検討すべきも の (1) 県の繰出基準が、正式に決裁された ものでなく、合意文書となっていない。</p>	<p>14 土地開発公社・土地開発基金から土地 を買い戻すべきもの(2件)</p> <p>(1) 駐在所建設予定地(218.01㎡) 北都留郡上野原町四方津大平 現時点では、用途計画を凍結してい るので、更なる管理の適正化に努めて いる。</p> <p>(2) 福祉施設建設予定地(15,975.64㎡) 南都留郡河口湖町河口1806 平成13年3月12日に土地開発公社か ら買い戻し、同年4月1日から観光客 の駐車場用地として河口湖町に貸し付 けている。</p> <p>テーマ3 山梨県立中央病院、同北病院の事業の 運営管理が有効かつ適正になされている か。 病院事業(共通)の管理について 1 一般会計から病院事業への負担金・ 補助金の算定基準につき検討すべきも の (1) 繰出基準は予算編成過程で文書とし、 この繰出基準に基づいて負担金・補助 金等を計上した予算案を、知事決裁に より確定したものとしている。</p>	<p>(2) 繰出金の基準額が予算数値で計上さ れたまま実績数値に直されていない。 (3) 基準額どおり繰出すのが原則である が、決算数値を見ながら、収支が均衡 するように基準額の範囲内で繰出額を 調整している。</p> <p>2 会計方針どおり退職給与引当金を計 上すべきもの 退職給与引当金については、期末要 支給額を計上することになっている。 しかし、平成10年度末現在で43億円 程度の計上不足が生じている。 会計方針どおり計上すべきである。</p> <p>3 医業収益について (1) 医業未収金の回収につき積極的に努 力すべきもの 時効による不納欠損処分額は、中央 病院においては平成10年度約429万円、 平成11年度約262万円、北病院におい ては平成11年度約113万円である。 しかし、この時効完成にいたる5年 間の回収努力の経過(処理経過)につ いては、医業未収金の徴収原簿が備え られておらず、明確でない。</p>	<p>今後、繰出基準について別途決裁手 続きを行うこととする。</p> <p>(2) 実績数値の反映の手法等について、 今後検討する。 (3) 病院事業が最終的に利益を追求する 事業ではないことから、基準額の範囲 内で所要の繰出しを行ってきたところ である。 繰出基準の見直しや実績数値の反映 手法の検討と併せ、今後検討する。</p> <p>2 会計方針どおり退職給与引当金を計 上すべきもの 地方公営企業においては、「欠損金か ある場合、退職給与引当金を計上す ることは適当でない」とされている。 本県病院事業では、新中央病院の建 設に伴う減価償却費の増加等により、 今後10年程度赤字決算が続き、累積欠 損金が解消されるまで当分の間は、退 職給与引当金を計上することは困難で ある。</p> <p>3 医業収益について (1) 医業未収金の回収につき積極的に努 力すべきもの 未収金の徴収原簿については、現在、 個別台帳を作成するための準備をして いるところであり、処理経過について もこの台帳に記載し明確にしていく予 定である。 また、発生初期には、電話連絡の徹 底や次回来院時の会計窓口における督 促の実施など対策を強化し、未収金の</p>
---	--	---	--

<p>未収金の回収は、その発生初期に最大の努力を集中することが肝要である。</p> <p>初期段階における計画的な対応を含め、医業未収金の回収につき積極的に努力すべきである。</p> <p>(2) 診療報酬請求事務についての的確に処理すべきもの</p> <p>中央病院及び北病院の平成12年3月における診療報酬請求について、入院分の診療報酬明細書と診療録等各種記録を点検したところ、27件のうち10件において、記載漏れなどの事例が見受けられた。</p> <p>この種の記録については、正確な記録を期すとともに、適正な診療報酬請求を行うよう早急に対策を立てるべきである。</p> <p>(3) 診療報酬請求に係る返戻率の改善に努めるべきもの</p> <p>中央病院では、診療報酬請求事務において、保険証誤りなどの過誤による返戻率が高い水準にある。</p> <p>このことは、結果として事務量の増加や医業収入の遅れにつながるものであるため、過誤返戻の原因究明を行い、医事事務の改善を図るべきである。</p> <p>4 契約について</p> <p>(1) 契約方法を改善すべきもの</p> <p>平成11年度に、次の業務の契約を、特命契約又は見積合せによる随意契約</p>	<p>回収に積極的に努力していく。</p> <p>(2) 診療報酬請求事務についての的確に処理すべきもの</p> <p>診療報酬請求事務については、細心の注意を払い正確な記録に努めるよう、職員に徹底を図るとともに、今後の改善策等についても検討していく。</p> <p>なお、中央病院においては、オーダリングシステム、物品管理システム等を導入する予定であり、これにより診療報酬の請求漏れ防止等の改善が図られる。</p> <p>(3) 診療報酬請求に係る返戻率の改善に努めるべきもの</p> <p>レセプト返戻の原因として最も多いのは、保険誤りによるものであるが、これについては、資格喪失時の保険証の早期回収について保険者側へ要求するとともに、患者に対しても月初来院及び保険変更時の保険証提示を強く呼びかけ、保険証確認の徹底を図る。</p> <p>また、診療内容の疑義についても、請求前点検において医師への確認を徹底させるなど返戻防止に努める。</p> <p>4 契約について</p> <p>(1) 契約方法を改善すべきもの</p>	<p>により行っているが、これは一般的に競争性を有する契約である。</p> <p>指名競争入札等で多数の業者から選定する契約方法に改善すべきである。</p> <p>(中央病院)</p> <p>医療関係物洗濯業務</p> <p>看護衣等洗濯業務</p> <p>医療用廃棄物処理委託</p>	<p>(中央病院)</p> <p>医療関係物洗濯業務</p> <p>当該業務については、入札の実施について検討を行ってきたところである。</p> <p>しかし、翌年度予算成立後の入札実施となるため、入札の結果業者が変わった場合、新たなクリーニング所開設の手續が必要になること、また新業者の業務開始準備期間が現状では十分に確保できないことなどから、業務が中断、停滞するおそれがあるものである。</p> <p>したがって、現状では、入札を実施することは難しい状況である。</p> <p>しかし、今後も、入札を行った場合においても上記の問題を改善する方法があるか引き続き検討を行っていく。</p> <p>看護衣等洗濯業務</p> <p>新病院の第1期開院に合わせて指名競争入札を実施した。</p> <p>医療用廃棄物処理委託</p> <p>医療用廃棄物の処理委託については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、運搬及び処理について、それぞれの業務ごとに契約しなければならないとされている。</p> <p>入札の実施については、運搬及び処理について別個に入札を行う必要</p>
---	--	---	--

<p>医事業務及びレセプト点検 医事会計業務</p> <p>(北病院) 院内清掃業務委託</p> <p>食器洗浄業務等委託</p>	<p>があるが、この場合、それぞれの落札業者が協力関係にないと連携して業務を行えないケースが生じる。</p> <p>したがって、運搬業務と処理業務の連携を考慮したうえで、業者を選定する必要性から見積合わせによる執行を行っているものであり、入札の実施は現状では困難である。</p> <p>なお、中央病院では、県内における実績等を勘案する中で、運搬については4社、処理については2社による見積合せを行い、運搬業務と処理業務の相互の連携可能性も考慮する中で業者を選定しており、効率的な執行に努めているところである。</p> <p>医事業務及びレセプト点検 医事会計業務</p> <p>医事業務及び医事会計業務については、新病院では新たにオーダーリングシステムの導入もあるため、委託内容を従来の医事業務と医事会計業務を合わせた新業務とし、平成13年6月、一般競争入札により業者選定を行ったところである。</p> <p>また、レセプト点検業務については、平成12年度から指名競争入札を実施している。</p> <p>(北病院) 院内清掃業務委託</p> <p>平成13年度から入札を実施している。</p> <p>食器洗浄業務等委託</p> <p>平成14年度から入札を実施する予定である。</p>	<p>医事業務委託 (診療報酬請求及び集計業務)</p> <p>浄化槽保守点検業務委託 (污水处理装置清掃等)</p> <p>基準寝具のリース</p> <p>(2) 予定価格の設定及び契約方法について検討すべきもの</p> <p>中央病院及び北病院では、病院管理システムコンピューター処理の委託契約にあたり、十数年前にホストコンピューターを設置した業者をいわゆる特命随意契約として他の同業者の見積合</p>	<p>医事業務委託 (診療報酬請求及び集計業務)</p> <p>医事業務については、現在、外来レセプト点検、入院患者の注射・投薬等伝票の入力、入院患者の登録、退院患者の会計伝票出力等の事務を委託している。</p> <p>これらの業務については、主として北病院用に開発された電算システムを使用しており、他病院での医事業務経験者であっても、新規の者が円滑に業務を行えるようになるまでには、相当の期間を要するものである。</p> <p>入札の実施については、業者が変わった場合の委託職員の研修・教育期間の確保や新旧業者間の業務引継ぎなどの問題があり、現状では難しいが、将来的な改善に向け検討を行う。</p> <p>浄化槽保守点検業務委託 (污水处理装置清掃等)</p> <p>平成14年度から入札を実施する予定である。</p> <p>基準寝具のリース</p> <p>平成14年度から入札を実施する予定である。</p> <p>(2) 予定価格の設定及び契約方法について検討すべきもの</p> <p>現行の医事会計システムは、中央病院用、北病院用にそれぞれ個別に開発されたものであり、委託業者のホストコンピューターと直接接続するシステムであるため、他の業者と見積合せを</p>
---	--	---	---

<p>せを省略しているが、その理由に乏しい。</p> <p>また、予定価格の設定も業者の見積額とほぼ同額としており、合理性を欠くものと認められる。</p> <p>さらに、中央病院の見積は、委託内容の7項目の総額のみで、その内訳を徴しておらず、適当でない。</p> <p>予定価格の設定及び契約方法について検討すべきである。</p> <p>(3) 薬品等の入札等にあたって情報を共有し効率化を図るべきもの</p> <p>現在、入札又は購買にあたって、病院間での情報の共有や共同購入は検討されていない。</p> <p>例えば、薬品であれば、中央病院と北病院が互いに情報を共有し、価格情報を集めたり、購入量をまとめるなどの購買政策が考えられる。</p> <p>また、棚卸し資産の保管移転制度を利用することで病院相互に薬品の融通ができる。</p> <p>これは食材の仕入も同様であるので、実際の小売価格・市況価格から購買価格の妥当性を定期的に検討する仕組み作りも考えられる。</p> <p>(4) 出納取扱金融機関事務取扱いに関する契約内容の更新につき協議すべきもの</p> <p>山梨県と(株)山梨中央銀行とは、病院事業の業務に係る公金の出納及び保管に関する事務について、昭和59年10月30日に契約を締結し、期間は昭和59年11月1日から昭和60年3月31日まで、</p>	<p>することは困難である。</p> <p>予定価格については、契約内容が前年度と変わらないため、前年度の契約金額を参考に設定している。</p> <p>なお、中央病院では、平成12年度から委託内容の項目の内訳を明記するよう改善している。</p> <p>(3) 薬品等の入札等にあたって情報を共有し効率化を図るべきもの</p> <p>共同購入等については、中央病院と北病院とにおいて共通する品目が少なく、現状ではメリットは期待できない。</p> <p>なお、共通するものについては、可能な限り情報の共有化を図り、効率化に努める。</p> <p>(4) 出納取扱金融機関事務取扱いに関する契約内容の更新につき協議すべきもの</p> <p>病院事業の業務に係る出納事務等に関する契約については、現在、契約内容の更新について協議中である。</p>	<p>その後は特に意志表示のない限り契約は存続するとされている。</p> <p>また、契約内容の変更及びその他必要事項については、当事者協議のうで定めるとされている。</p> <p>しかし、県関係部課の名称等更新すべき事項や収納金内訳簿等確認すべき事項があるにもかかわらず、放置されているのは適切でない。</p> <p>契約内容の更新等につき協議すべきである。</p> <p>5 財務事務手続きについて</p> <p>(1) 様式類の整理・廃止等見直しを行うべきもの</p> <p>病院事業財務規則で定める様式類の中に、電算化等により実態と乖離しているものや現在、病院で使用されていないものが多い。</p> <p>様式類の見直しを行い、整理・廃止等をすべきである。</p> <p>(2) 予算の令達をきめ細かく行うべきもの</p> <p>病院に対する収益的支出の予算令達が、薬品費及び診療材料費等の一部を除いて、年度初めに当初予算の約92%にあたる額が一括でなされている。</p> <p>予算令達を行う医務課においては、資金運営上よりきめ細かく予算令達を行うべきである。</p> <p>(3) 職員の出勤を記録する出勤簿を備えるべきもの</p> <p>病院では、職員の出勤を管理する出勤簿等が制度上存在しない。</p>	<p>5 財務事務手続きについて</p> <p>(1) 様式類の整理・廃止等見直しを行うべきもの</p> <p>様式類については、調査を行い、必要に応じて整理・廃止等の見直しを行っていく。</p> <p>(2) 予算の令達をきめ細かく行うべきもの</p> <p>平成13年度当初予算に係る令達から改善を行った。</p> <p>(3) 職員の出勤を記録する出勤簿を備えるべきもの</p> <p>服務関係の帳簿等については、「山梨県職員服務規程」により定められてい</p>
--	---	---	--

<p>このため、職員の出勤を把握するには、年次有給休暇請求簿、職務免除願簿、旅行命令簿等の簿冊をそれぞれ見ないと確認できない。</p> <p>出勤を記録する基本的な帳簿である出勤簿等を備えるとともに、これら簿冊の統合も併せ検討されたい。</p> <p>また、北病院における平成10年度及び11年度のこれら記録を見たところ、医師については1名を除いて適切な記載がなかった。</p> <p>(4) 事務の宿日直制度のあり方について検討すべきもの</p> <p>病院では、医師、看護婦の外に事務担当者が宿日直を行っているが、当該宿日直勤務中に行った救急患者のカルテ作成等の業務に対し時間外勤務手当を支給している。</p> <p>しかし、これら業務は宿日直に伴う当然の業務であって、宿日直手当に含まれるものであり、時間外勤務手当はダブル支給となり不当と考えられる。</p> <p>また、事務の宿日直については、現に処理している事務程度ではその有効性に疑問がある。</p> <p>宿日直のあり方を含め全般的に検討すべきである。</p> <p>(5) 預金通帳に振替事由等が記入漏れとなっているもの</p> <p>病院事業に係る公金について、普通預金通帳の写しにより、平成12年2月及び3月の出納状況の一部を照査したところ、何件か振替事由等が記入漏れとなっているものが見られた。早急に</p>	<p>る。</p> <p>なお、年次有給休暇請求簿等への適切な記載については、各職員への徹底を図った。</p> <p>(4) 事務の宿日直制度のあり方について検討すべきもの</p> <p>事務担当者が宿日直勤務中に行う救急患者対応等の業務については、時間外勤務手当を支給しないこととした。</p> <p>今後の事務の宿日直のあり方については、委託等の方法も含め検討していく。</p> <p>(5) 預金通帳に振替事由等が記入漏れとなっているもの</p> <p>銀行に照会し確認したうえで、整理した。</p>	<p>調査・確認されたい。</p> <p>(6) 資金管理に万全を期すべきもの</p> <p>県と(株)山梨中央銀行が交わした出納取扱金融機関事務取扱いに関する契約では、「病院事業者は、出納取扱金融機関に通知をして、随時普通預金・通知預金・定期預金等の組替えをすることができる。」として、公金の有利な運用を予定している。</p> <p>しかし、実際には、普通預金口座に週間、旬間単位でかなりの預金残高があるにもかかわらず、低金利を理由にこの組替えの通知を行っていない。</p> <p>日次から月次に至る各段階の資金の流れを把握し、綿密な収支計画のもとに預金残高の余剰を極力押さえつつ、通知預金の活用を図るなどして資金管理に万全を期すべきである</p> <p>6 固定資産の減価償却費の計上について</p> <p>(1) 減価償却費を修正すべきもの</p> <p>平成10年度に地方公営企業法施行規則が改正され、平成11年度から別表第2号の改定された耐用年数を適用することとなっているが、両病院とも旧耐用年数により減価償却を行っている。</p> <p>この結果、固定資産が2,997万2,066円の過大計上となっているので、平成12年度に修正されたい。</p> <p>(2) 減価償却費の計上方法について検討すべきもの</p> <p>両病院とも、有形固定資産の減価償却については、取得年度の翌年度から</p>	<p>(6) 資金管理に万全を期すべきもの</p> <p>余裕資金がある場合には積極的に資金運用を行い、資金管理には万全を期すよう努める。</p> <p>6 固定資産の減価償却費の計上について</p> <p>(1) 減価償却費を修正すべきもの</p> <p>平成12年度決算で修正を行った。</p> <p>(2) 減価償却費の計上方法について検討すべきもの</p> <p>地方公営企業法施行規則第8条第6項の規定の適用については、今後の課</p>
--	---	---	---

定額法により算定のうえ計上している。

この処理は、地方公営企業法施行規則第8条第1項の「当該有形固定資産の当該事業年度の開始の時ににおける帳簿原価から…」という規定に準拠したものであり、法令違反ではない。

しかし、事業年度の始期に取得・使用した資産と期末に取得したものの間で、その使用の期間に応じた減価が生じるとした場合、高額器械や新病院の建物等の減価償却額には大きな差異が生じる。その結果、当該事業年度の損益計算書は、経営成績を適正に示さなくなる。

地方公営企業法施行規則第8条第6項においては、「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第1項の規定に準じ使用の当月又翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」としているので、この規定の適用を検討されたい。

7 経費について

平成11年度の雑費の中に、検食及び夜勤者給食費が、中央病院で882万7,960円、北病院で222万6,340円計上されている。

検食については、「基準看護、基準給食及び基準寝具設備実施上の留意事項について」と要綱に基づいているが、夜間勤務看護職員の給食については、その支出の根拠規則等がない。規程等の作成を検討すべきである。

中央病院の管理について

題として検討していきたい。

7 経費について

夜間勤務看護職員の給食については、廃止した。

中央病院の管理について

1 一般会計からの繰出金について

(1) 不採算高度医療器械に要する経費の算定基準を改めるべきもの

高度特殊医療に要する経費のうち、不採算高度医療器械に要する経費については、「1千万円以上の器械で収支がマイナスとなるもの」を対象器械と認定し、当該器械から得られる収入から当該器械に係る費用を差し引き、赤字となる額を繰出額としている。

しかし、繰出しの対象としている器械の中には、全身用X線CTスキャナー、X線テレビ装置等、一般の私立病院でも使用されているものもあり、対象となる器械の認定に疑義がある。

収支の具体的な計算において、収入については、収入単価に年間件数の概算値を乗じているが、年間件数を実績に置き換える必要がある。

費用のうち、給与については、当該器械に要する1件あたりの所要時間を医師、技師、看護婦ごとに算定し、それぞれ必要人員に平均給与を乗じて計算しているが、所要時間及び必要人数の積算根拠が明確でない。

また、材料費についても、見込みの概算値で計上しているが、実績に置き換える必要がある。

(2) 院内託児所の保育料につき検討すべきもの

中央病院における院内託児所に係る保育料については、平成11年度から無

1 一般会計からの繰出金について

(1) 不採算高度医療器械に要する経費の算定基準を改めるべきもの

不採算高度医療器械に要する経費については、対象となる器械の範囲、繰出額の算定方法等について、平成13年度中に見直しを行う。

(2) 院内託児所の保育料につき検討すべきもの

早朝、延長及び夜間保育に係る経費については、職員に実費を考慮した一

<p>料となっている。(早朝、延長及び夜間保育に係るもの)</p> <p>これは、平成12年度から院内の昼間保育を廃止し、民間保育所に委託することにより、利用者が直接保育所に保育料を納める方式に変更したことから、利用者負担額が増加したことに配慮したものである。</p> <p>しかし、看護婦確保対策は、夜間等に院内施設を提供することを骨子とするものであって、これが利用の無料化を直接に意図するものではないと考えられる。したがって、実費を考慮した応分の負担は必要であり、少なくとも段階的な実施に向けて検討すべきである。</p> <p>(3) 繰出金の積算を適切にすべきもの</p> <p>平成10年度の繰出金について、積算を実績と比較検討したところ、次のような積算の基礎に適正を欠くものが見受けられた。</p> <p>県立看護短大、山梨医大等の講師に要する費用</p> <p>積算の基礎となった講師実施回数と実績に差異があり、実績回数で再計算すると、7,708千円の過大見積りとなる。</p> <p>積算にあたっては、例年の講師実績からかけ離れないようにされたい。</p> <p>また、講師依頼については、総務課を通さずに引き受ける場合があるとのことであるが、外部からの講師派遣依頼については、すべて総務課で管理すべきである。</p>	<p>定額の負担を求める方向で検討する。</p> <p>(3) 繰出金の積算を適切にすべきもの</p> <p>県立看護短大、山梨医大等の講師に要する費用</p> <p>平成13年度からは前年度実績により計上している。</p> <p>また、講師の派遣依頼については、総務課で管理するよう徹底する。</p>	<p>医療相談等に要する経費</p> <p>積算では、医療社会事業士の年間平均給与を算定基礎としているが、繰出金の対象である医療社会事業士2名については、給与が平均よりも高いため、1,096千円繰出金が不足となっている。</p> <p>医療相談等の担当者が特定できる場合には、平均給与ではなく、担当者の実績給与の額を用いるべきである。</p> <p>県立学校設置に要する経費</p> <p>中央病院の敷地内にある富士見養護学校(教育委員会所管)に係る水道光熱費については、病院会計から支出し、同額を繰出金として受け入れている。(平成10年度3,391千円)</p> <p>しかし、富士見養護学校の建物の一部については病院で使用しており、この部分に係る水道光熱については、繰出金の対象とすべきではない。</p> <p>遺体病理解剖に要する経費</p> <p>積算では、解剖件数を年間60件と見積っているが、実績解剖件数は、平成10年度28体、平成11年度29体であった。実績件数で再計算すると、平成10年度で1,724千円の過大見積りとなっている。</p> <p>実績に即した件数に改めるべきである。</p> <p>2 医業費用について</p> <p>(1) 職員専用駐車場の借上げが不適切なもの</p>	<p>医療相談等に要する経費</p> <p>実績給与の額を用いるよう改善する。</p> <p>県立学校設置に要する経費</p> <p>受電装置等の関係から、使用量を明確に区分することは困難なため、面積按分等の方法を検討し、繰出金の算定方法の見直しを行う。</p> <p>遺体病理解剖に要する経費</p> <p>平成13年度からは前年度実績により計上することとした。</p> <p>2 医業費用について</p> <p>(1) 職員専用駐車場の借上げが不適切なもの</p>
--	---	---	--

<p>中央病院では、車通勤の職員用に387台分の駐車場を確保しているが、そのうち305台分については近隣地主と土地の賃貸借契約を締結し、年間約1,668万円を支払っている。</p> <p>これは、来院者用駐車場に職員が駐車しないこと等を考慮したものであるにしても、公費をもって職員用の駐車場を確保しているのは適切でない。</p> <p>また、土地賃借料の一部不足分、雑費等について、職員から会費（年間68万円）を徴収し充当するなど、公費と私費の負担区分も不明確である。是正すべきである。</p> <p>(2) 印刷物の整理・統一化を図るべきもの</p> <p>中央病院は、新病院開設にあたり印刷物の見直しをコンサルタント会社に依頼した。その結果によると、現在病院で使用している印刷物を重要度に応じてA・B・Cに3分類している。</p> <p>Bランクの印刷物は新病院では通常使用しなくなると考えられるもので175種類、Cランクは現病院で既に使用していない、又は院内コピーで対応可能と考えられる印刷物で、339種類がリストアップされている。金額的にも10年間で合計4,300万円余りにもものぼることから、内容を十分検討のうえ、整理・統一化を図るなどして、今後、経費の節減に努められたい。</p> <p>(3) 医学用外国雑誌の購入にあたり改善を図るべきもの</p> <p>中央病院では医学用外国雑誌を前金</p>	<p>現在は、新病院の建設中であり、患者の駐車場を最優先させるため、職員はやむなく病院が借上げた民有地を駐車場として利用している状況である。</p> <p>平成17年の全院開院後は、駐車場の形態等も変わるため、将来的な駐車場の整備計画等も考慮する中で、指摘の点については検討していく。</p> <p>(2) 印刷物の整理・統一化を図るべきもの</p> <p>今後は、パソコンの普及やオーダリング等各種システムの導入により、帳票類も大幅に変更となるので、印刷物の整理・統一化を図り、経費の節減に努めていく。</p> <p>(3) 医学用外国雑誌の購入にあたり改善を図るべきもの</p> <p>定期刊行物の対価については、地方</p>	<p>払いで購入しているが、平成11年度購入分の納入状況を見たところ、監査日（平成12年10月24日）現在、6種類9冊の雑誌（価格44,110円）が代金支払済みであるにもかかわらず、未だ納入されていない。納品がされるよう督促に努められたい。</p> <p>また、外国雑誌等の購入にあたっては、定期的に納品されず未着の状況が発生するので、確定払いにし、納品検査体制を確立するよう改善を図るべきである。</p> <p>3 資産管理について</p> <p>(1) 棚卸し資産の経理について検討すべきもの</p> <p>レントゲンフィルムなどの診療材料等の棚卸しについて、棚卸表の作成が省略されているなど、正規の棚卸し経理がなされていない。</p> <p>また、病棟における薬品等の現物管理をより効果的に行うためにも、各病棟を統一したマニュアルの作成を検討されたい。</p> <p>(2) 決算における薬品の棚卸しに適切を欠くもの</p> <p>平成11年度末の貯蔵品棚卸高のうち、決算に計上されたものは薬品管理室の薬品のみであり、外来・病棟及び調剤室の薬品については、決算作業上の誤りにより計上漏れとなっている。</p> <p>また、毀損薬品についても、誤って二重に棚卸高から控除している。</p>	<p>自治法施行令第163条第5項により前金払いができることとなっている。</p> <p>外国雑誌については、前金払いでないと契約に応じてもらえないため、前金払いとしているものである。</p> <p>なお、外国雑誌については、購入ルートの関係で納期がまちまちであるが、これまで納品されなかったことはない。</p> <p>今後は、納期までに納品されるよう指導するとともに、納品の検収など管理を徹底し、契約期間内に納品ができないものについては、前払金を返還してもらおうよう改善する。</p> <p>3 資産管理について</p> <p>(1) 棚卸し資産の経理について検討すべきもの</p> <p>診療材料については、平成12年度末から正規の棚卸し経理を行うよう改善した。</p> <p>また、新病院においては、各病棟の薬品を定数化し、病棟の在庫が常に把握できるようにする予定であるため、現物管理がしやすいようマニュアルの作成を検討する。</p> <p>(2) 決算における薬品の棚卸しに適切を欠くもの</p> <p>平成11年度の薬品棚卸し額の計上漏れ等については、平成12年度決算で修正するとともに、平成12年度からは適切に計上するよう改善した。</p>
---	---	--	--

<p>このため、外来・病棟及び調剤室における薬品棚卸し計上漏れ額68,675,377円及び毀損薬品の振替処理の誤謬額4,271,053円が、損益計算書及び貸借対照表上に過少に表示され適切を欠くものとなっている。</p> <p>(3) 固定資産除却手続きについて適切にすべきもの</p> <p>固定資産については、毎年度1月末に不要備品の届出申請手続きを行い、2月に廃棄を行う手続きとなっている。</p> <p>しかし、平成10年度においては、この手続きの決裁承認が、年度末の平成11年3月31日になっており、会計処理の決裁と同時になされており、適切ではない。また、すでに期中に廃棄されているのもあった。</p> <p>廃棄処理の前に、資産管理責任者の決裁を受けてから適切に廃棄すべきである。</p> <p>また、過年度の除却資産を平成11年度に過年度損益修正損として計上しているが、除却資産の中に国庫補助金(58,739,000円)により取得したものがあり、国庫補助金と器械備品の減額処理がなされていなかった。この結果、総資産及び資本が過大に表示されている。</p> <p>(4) 固定資産の計上と管理を適切に行うべきもの</p> <p>平成11年度の研究雑費に計上されているパソコン等38点43台、総額12,979,333円が固定資産に計上されていない。</p>	<p>(3) 固定資産除却手続きについて適切にすべきもの</p> <p>固定資産の除却手続きについては、決裁を受けてから廃棄するよう改善した。</p> <p>また、国庫補助金により取得した資産の除却処理については、平成12年度決算において減額処理を行い修正した。</p> <p>(4) 固定資産の計上と管理を適切に行うべきもの</p> <p>平成12年度決算において、固定資産に計上し修正を行った。</p>	<p>個人に貸与している場合、その所在も含めて適切に保管管理を行われたい。</p> <p>平成11年度末の固定資産台帳に記載されている外科用X線テレビ装置他3件はすでに存在していないものである。</p> <p>固定資産の有効管理を適切に行われたい。</p> <p>4 契約について</p> <p>(1) 中央病院新築工事の設計委託にあたり委託範囲を明確にすべきもの</p> <p>中央病院の新病院建設第1期工事の基本設計委託の中に、本来一般会計で負担すべき衛生公害研究所に係る冷暖房設備工事に係る設計図書等が含まれている。</p> <p>このことは、一般会計との負担区分の原則にもとり、適正でない。</p> <p>なお、本件の冷暖房工事に係る設計委託料部分については、明確な積算内訳がなく、工事費の按分で算出する以外に方法はないとのことであるが、こうしたことは、設計業者に契約外の負担を課すなど、契約の安定性を損なう行為にもつながりかねないことから、今後は、委託にあたっては特に留意すべきである。</p> <p>5 コンピュータシステムについて</p> <p>(1) 委託契約書上の機密保持条項について内容の再検討を行うべきもの</p> <p>中央病院では、医事会計システムの</p>	<p>すでに存在していない固定資産については、平成12年度決算において除却の処理を行った。</p> <p>今後は、固定資産の棚卸し手続きと連動して適正な管理を行うよう努める。</p> <p>4 契約について</p> <p>(1) 中央病院新築工事の設計委託にあたり委託範囲を明確にすべきもの</p> <p>今後は、同種の業務の委託にあたっては、指摘の点に十分留意し、適正な執行に努める。</p> <p>5 コンピュータシステムについて</p> <p>(1) 委託契約書上の機密保持条項について内容の再検討を行うべきもの</p> <p>新病院の第1期開院に伴い、新たな</p>
--	---	--	---

<p>運用管理をほぼ完全に外部に委託している。</p> <p>このような場合に最も重要になるのが機密保持であるが、中央病院では委託契約書上の機密保持条項に以下の2項目についてしか記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託者が業務上知り得た秘密の漏洩禁止 ・対象システムに係る原始データ、処理過程で生じる中間データ及び成果物の第三者への提供禁止 <p>これらの2項目は必要最低限の守秘義務であり、別途機密保持覚書を取り交わすべきである。</p> <p>(2) 新システムへの移行計画を策定すべきもの</p> <p>平成13年の新病院の第1期開院と同時にオーダリングシステムが稼動する予定であるが、これに伴い、医事会計システムについても新たに構築される予定である。</p> <p>このような場合、現行システムから新システムへの円滑な移行を図ると同時に、移行のコストを最小限に抑えるため、移行計画を策定するのが一般的である。</p> <p>しかし、今回の監査では、移行に係る計画書を確認することができず、新オーダリングシステム稼動後の具体的な管理運用体制も未定とのことであった。</p> <p>移行に伴う費用・労力を最小限に抑えるため、各関連部署において綿密な打ち合わせを行い、移行計画書を作成</p>	<p>保守業務契約を締結したが、その際には、従前の機密保持条項をより詳細な内容にして契約書上に記載し、改善した。</p> <p>(2) 新システムへの移行計画を策定すべきもの</p> <p>現行システムから新システムへのデータの移行については、病院総合情報システムの開発契約の中で請負者が行う旨規定しており、その移行計画に基づきこれまで打合わせや準備を行い、新病院の第1期開院に合わせて計画どおりデータ等の移行作業を行った。</p> <p>新システムの管理運営体制についても、既に稼動しているところであるが、今後さらに充実強化を図っていく。</p>	<p>すべきである。</p> <p>北病院の管理について</p> <p>1 一般会計からの繰出金について</p> <p>(1) 学生の実習に要する経費の算定基準について検討すべきもの</p> <p>受入学生数の算定にあたって、前年度の実績人数をそのまま用いているが、平成10年度においては、看護短大の4年制化により受入学生数が減少し、人数に差異が生じている。</p> <p>受入学生数の算定は、当該年度の予想人数を用いるべきである。</p> <p>(2) 県立学校設置に要する経費の算定基準について検討すべきもの</p> <p>県立学校設置に要する経費については、繰入額179万円に対して実績額96万円と、5割程度の実績額となっている。</p> <p>これは、富士見養護学校旭分校の運営に要する経費において、平成9年度まで行われていた運営委員会が平成10年度から行われなくなったことによる。</p> <p>繰入額の算定にあたっては、当該年度の事業予定を考慮すべきである。</p> <p>(3) 繰入額の算定において根拠が明確でないもの</p> <p>看護学生の実習に伴う指導者看護婦の給与費補てん</p> <p>繰入額の算定上は、学生2名につき看護婦1名が指導していることになっているが、実際の現場での指導は6～7名を1グループとして実習を行っている。実際の指導体制にあった繰入額の計算をすべきである。</p> <p>育精福祉センター、あけぼの医療</p>	<p>北病院の管理について</p> <p>1 一般会計からの繰出金について</p> <p>(1) 学生の実習に要する経費の算定基準について検討すべきもの</p> <p>当該年度の予想人数を用いて算定するよう改善を行う。</p> <p>(2) 県立学校設置に要する経費の算定基準について検討すべきもの</p> <p>当該年度の事業予定を考慮するよう改善を行う。</p> <p>(3) 繰入額の算定において根拠が明確でないもの</p> <p>看護学生の実習に伴う指導者看護婦の給与費補てん</p> <p>実際の現場での指導体制に基づき算定するよう改善を行う。</p> <p>育精福祉センター、あけぼの医療福</p>
---	--	--	---

<p>福祉センター兼務給与費補てん 医師（年間延96人）、心理判定員（年間延48人）の従事人数の根拠が明確でない。 作業療法・レクリエーション療法に要する経費 看護婦（年間5人）、医師（年間0.5人）の従事人数の根拠が明確でない。 老人性痴呆疾患センター事業に要する経費 医療社会事業士（1人）、看護婦（年間0.5人）、医師（年間0.5人）、心理判定員（年間0.5人）の従事人数の根拠が明確でない。</p> <p>(4) 繰出基準に合致しないもの 精神科救急医療事業に要する経費に係る繰出基準の中で、材料費を除く1人1日当たり入院収益×空床確保数とされている部分について、繰出基準に基づいた算定がされていない。</p> <p>(5) 繰出金の基準額計上を廃止すべきもの 患者輸送バス運営費については、対象としている患者輸送は医療に関するものと考えられるが、本件の場合、甲府駅と北病院の間の単なる通院バスとして運行するものである。 北病院の立地条件は市街地から遠く、交通も不便の地にあるが、これが医療行為に関するものとは言えず、繰出しの対象とはなり得ないものである。 この繰出金の基準額計上は廃止すべきである。</p>	<p>祉センター兼務給与費補てん 根拠を明確にするよう改善を行う。</p> <p>作業療法・レクリエーション療法に要する経費 根拠を明確にするよう改善を行う。</p> <p>老人性痴呆疾患センター事業に要する経費 根拠を明確にするよう改善を行う。</p> <p>(4) 繰出基準に合致しないもの 平成13年度から繰出し基準に基づき算定するよう改善した。</p> <p>(5) 繰出金の基準額計上を廃止すべきもの 平成13年度から基準額計上を廃止した。</p>	<p>2 医業費用について (1) 実地棚卸しを適切に行うべきもの 山梨県病院事業財務規則によれば、実地棚卸しにあたっては棚卸資産の受払いに関係のないものを立会わせなければならないが、食材については企業出納員等の立会いがされていない。また、棚卸しの際は、棚卸し実施者・立会者・実施日時を記録しておくべきであるが、適切に記録されていなかった。 棚卸しの実施にあたっては、山梨県病院事業財務規則に則り適切に行うべきである。</p> <p>(2) 決算整理手続きを適切に行うべきもの 決算整理において各帳簿が一致していることが確認されなければならないが、貯蔵品出納簿と総勘定元帳が一致していなかった。 これは、不用品除却損を誤って二重に記帳したこと等によるものである。 決算整理手続きを適切に行うべきである。</p> <p>(3) 毀損品等の廃棄手続きを適時・適切に行うべきもの 病院事業財務規則では、毀損品が判明した場合は、速やかに原因を調査記載した顛末書を作成のうえ院長に報告し、また、不用品についても院長決裁のうえ売却又は廃棄することになっている。 しかし、実際には毀損品を不用品として1年分まとめて処理しており、結果として3月までの間は現物残と帳簿</p>	<p>2 医業費用について (1) 実地棚卸しを適切に行うべきもの 病院事業財務規則に則り適切な処理を行うよう改善を図る。</p> <p>(2) 決算整理手続きを適切に行うべきもの 誤りのないよう細心の注意を払い適切な処理に努める。</p> <p>(3) 毀損品等の廃棄手続きを適時・適切に行うべきもの 毀損品等については、判明した時点で速やかな処理を行うよう改善する。</p>
---	--	---	---

<p>残が一致しない仕組みになっていた。病院事業財務規則に則り、現物管理に寄与するように毀損品等に係る処理を適時・適切に行うべきである。</p> <p>(4) 給食の原価管理を適切に行うべきものの 給食部門については、特に区分経理されていないため、給食の原価が適切に把握されていない。 これについて、平成11年度の数値で試算したところ、約700万円の赤字であった。 給食原価を適切に把握・管理し、経営に資するような仕組みが必要である。 また、給食の食材の発注は業務分掌上、総務課経理担当で行うべきであるが、栄養士が直接発注していたので、本来の業務分掌に基づくよう改善すべきである。</p> <p>(5) 灯油の予定価格算出にあたり留意すべきものの 冷暖房、温水用ボイラーに使用する灯油の購入にあたっては、市場価格等に業者コストを見込んで予定単価を算出している。 しかし、業者コストの積み上げ根拠が不明確であり、上半期と下半期で約4割も額が異なるなど適切さを欠いている。 灯油の使用量は年間を通じて大量であることから、予定価格の算出にあたっては特に留意されたい。</p> <p>(6) 賃借料(リース料)について 基準寝具の賃貸借契約にあたり、契</p>	<p>(4) 給食の原価管理を適切に行うべきものの 給食の原価管理については、給食の原価が適切に把握できるよう、その方法について検討を行う。 食材の発注については、経理担当で行うよう改めた。</p> <p>(5) 灯油の予定価格算出にあたり留意すべきものの 平成12年度下期分の入札から、市場価格調査に基づき予定価格を定める方式に改めた。</p> <p>(6) 賃借料(リース料)について 契約書に明記することとした。</p>	<p>約書上は288組とし、29組分は明記されず、サービスとして納入されているのは妥当ではない。 予備の分が必要であり、もしサービスで納入されるとしたならば、契約書上で明記されるべきである。</p> <p>3 資産管理について (1) 資産の減価償却を適正に行うべきものの 耐用年数を正確にすべきもの ア 建物補強ブロックづくりの耐用年数 耐用年数を鉄筋コンクリートの50年としているが、本来、ブロック造りは45年である。 また、平成11年4月1日以降建物の耐用年数が短縮され36年となったが、従来どおり50年で償却が行われている。 イ 構築物植栽と植込の耐用年数 平成3年3月31日取得の植込及び植栽の耐用年数を、構築物・石造のもの・塀の35年としている。 植込、植栽の構造はブロック等で囲われているが、本来緑化施設である。しかし、これは地方公営企業法施行規則の別表にはないので、土作りのもののその他のもの40年となる。 なお、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「緑化施設」の耐用年数は20年である。 耐用年数の修正を検討されたい。</p>	<p>3 資産管理について (1) 資産の減価償却を適正に行うべきものの 耐用年数を正確にすべきもの ア 正しい耐用年数に修正した。 イ 耐用年数を20年に修正した。</p>
--	---	--	---

<p>固定資産の除却手続きを適正にすべきもの</p> <p>ア 昭和41年取得の囲障（鉄骨金網ばり外柵）は平成2年3月31日に除却したことになるが、実際には存在する。償却年数は経過しているが、残存価格又は5%の価額で固定資産台帳に残すべきものである。</p> <p>イ 器械備品のうち 35生ゴミ処理機はその機能をなさず廃棄すべきものである。</p> <p>ウ 器械備品のうち 33分光光度計は使用不可能であるので廃棄すべきものである。</p> <p>毎事業年度に固定資産の棚卸しを行い、除却の手続きを行うべきである。</p> <p>(2) 病院事業職員宿舎の有効活用等を検討すべきもの</p> <p>北病院には院長宿舎、看護婦宿舎等5棟が設置されている。</p> <p>しかし、本来の目的である宿舎としては利用されておらず、運転手控室、清掃業者休憩所等として使用され、空き棟もある。より有効な活用方途を図るか、除却等も検討されたい。</p> <p>また、空き棟に対して電気の使用実績がないにもかかわらず、基本料金を支払い続けているのは適当でない。</p> <p>4 契約について</p> <p>(1) 契約にあたり適切を欠くもの</p> <p>院内ネットワーク整備に要する施</p>	<p>固定資産の除却手続きを適正にすべきもの</p> <p>ア 囲障については劣化も激しいため、今後の取扱いについて検討したい。</p> <p>イ 廃棄処分とした。</p> <p>ウ 廃棄処分とした。</p> <p>(2) 病院事業職員宿舎の有効活用等を検討すべきもの</p> <p>職員宿舎については、その活用方法、除却の可能性等につき検討していく。</p> <p>空き棟の電気については、使用停止の手続きを行った。</p> <p>4 契約について</p> <p>(1) 契約にあたり適切を欠くもの</p> <p>今後の工事の執行にあたっては、適</p>	<p>設改良工事費の経費積算（工事設計金額2,379,000円）にあたり、積算項目に値引き53万7,080円とあるのは不適切である。</p> <p>また、平成11年11月11日の契約で工期も7日間となっているのが、特段の理由も付されず3か月も延期され工事が完了している。</p> <p>パソコン購入にあたって、見積書を徴したのみで契約書・請書等が作成されていない。</p> <p>臨床化学自動分析装置の購入にあたって2回目の入札で落札者を決めたとしているが、2回目の入札書（4社分）が一連の書類に添付されていない。</p> <p>修繕費の予算執行にあたり、県の財務規則第107条の運用解釈「10万円未満の契約で物品の購入等、履行内容が単純な取引であり、契約の履行が1回で完了するもの」を適用し、契約書又は請書を作成していないものが多い。</p> <p>5 コンピュータシステムについて</p> <p>(1) 機密保持覚書の有効期間について適正を期すべきもの</p> <p>北病院では医事会計システムの運用管理をほぼ完全に外部に委託しており、その機密保持のため、毎年、業者との間に機密保持覚書が交わされている。</p> <p>この業務に関する平成11年度の機密保持覚書の有効期間が「平成10年4月1日から平成11年3月31日まで」とな</p>	<p>切な処理を行う。</p> <p>今後の契約事務については、適切な処理を行う。</p> <p>今後の入札・契約事務の適切な処理に努める。</p> <p>山梨県財務規則第107条の運用解釈に基づき、契約書・請書の作成を省略しているものであり、適切に処理を行っているものである。</p> <p>5 コンピュータシステムについて</p> <p>(1) 機密保持覚書の有効期間について適正を期すべきもの</p> <p>機密保持覚書の有効期間については、誤りのないよう、今後の事務処理に万全を期していく。</p>
--	--	--	---

っていた。

このような覚書においては有効期間の誤りは致命的である。機密保持覚書の有効期間については万全を期するべきである。

(2) アクセスコントロールについて改善すべきもの

現在、医事会計システムの端末を使用する際にユーザーID、パスワード等の入力が行われていない。

端末の不正使用を防止し、患者情報の保護を図るため、ログイン時のユーザーID及びパスワードの入力、システムログの採取及び閲覧を実施すべきである。

(2) アクセスコントロールについて改善すべきもの

平成13年度から、システムを変更し、ユーザーID、パスワード等の入力を行うよう改善した。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番